

山口県報

平成28年
3月15日
(火曜日)

目 次

○規則

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日定める規則(人事課).....

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日定める規則(人事課).....

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日定める規則(人事課).....

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課).....

山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課).....

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市町課).....

山口県消費者苦情処理委員会規則の一部を改正する規則(県民生活課).....

指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課).....

指定障害児通所支援の事業者の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課).....

道路法施行細則の一部を改正する規則(道路整備課).....



一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日定める規則をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県規則第七号

山口県知事 村岡 嗣 政

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日定める規則

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年山口県条例第十三号)附則第一項第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十八年三月二十五日とする。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日定める規則をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第八号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日定める規則

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年山口県条例第十四号)附則第一項第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十八年三月二十五日とする。

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日定める規則をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第九号

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日定める規則

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年山口県条例第十五号)の施行期日は、平成二十八年三月二十五日とする。

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 副 政

山口県規則第十号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則（昭和四十五年山口県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記第九十八号様式中「個人番号又は法人番号」を

「法人番号」に改め、同様式の注2を次のように改める。

2 相続人の法人番号は、相続人が法人の場合にのみ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する法人番号を記入してください。

別記第九十八号様式中「個人番号又は法人番号」を

「法人番号」に改め、同様式の注を次のように改める。

注 法人番号は、担保を提供しようとする者が法人の場合にのみ、その者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する法人番号を記入してください。

別記第九十七号様式中「個人番号又は法人番号」を

「法人番号」に改め、同様式の注2を次のように改める。

2 申請者の法人番号は、申請者が法人の場合にのみ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する法人番号を記入してください。

別記第九十七号様式中（ネ〇〇〇）中

郵便番号
住所
申請者氏名
（電話 局 番）
個人番号

郵便番号

住所

申請者氏名

（電話 局 番）

別記第九十八号様式中「個人番号又は法人番号」を

「法人番号」に改め、同様式の注2を次のように改める。

2 申請者の法人番号は、申請者が法人の場合にのみ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する法人番号を記入してください。

別記第九十八号様式中「個人番号又は法人番号」を「法人番号」に改め、同様式の注2を次のように改める。

2 申請者の法人番号は、申請者が法人の場合にのみ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する法人番号を記入してください。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第十一号様式の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の山口県税賦課徴収条例施行規則に定める様式による相続人代表者指定届出書等を印刷した用紙で残存するものについては、その残存分に限って、これに所要の調整をして使用することができる。

山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 副 政

山口県規則第十一号

山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

山口県産業廃棄物税条例施行規則（平成十五年山口県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別記表十二の様式中「個人番号又は法人番号」を

「 法 人 番 号 」に改め、同様式の注2を次のように改める。

2 申請者の法人番号は、申請者が法人の場合にのみ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する法人番号を記入してください。

別記表十二の様式中「個人番号又は法人番号」を

「 法 人 番 号 」に改め、同様式の注2を次のように改める。

2 申請者の法人番号は、申請者が法人の場合にのみ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する法人番号を記入してください。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の山口県産業廃棄物税条例施行規則に定める様式による産業廃棄物税徴収猶予申請書等を印刷した用紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに所要の調整をして使用することができる。

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十二号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成二十二年山口県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「この項」の下に「及び次条第二項」を加える。
第三条の二を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。
（条例別表第十二号の四の規則で定める場合及び事務）

第三条の二 条例別表第十二号の四イ及びチの規則で定める場合は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス又はハシブトガラスの卵の採取等をしようとする場合とする。

2 条例別表第十二号の四ウの規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 省令第七条第十一項の規定による届出を受理すること（条例別表第十二号の四八に規定する交付に係るものに限る。）。

二 省令第七条第十二項の規定による届出を受理すること（条例別表第十二号の四二に規定する交付に係るものに限る。）。

三 省令第七条第十三項の規定による届出を受理すること（条例別表第十二号の四八に規定する交付に係るものに限る。）。

四 省令第七条第十四項の規定による届出を受理すること（条例別表第十二号の四二に規定する交付に係るものに限る。）。

第五条の六（見出しを含む。）中「別表第十八号の十二」を「別表第十八号の十二」に改める。

第十一条第二項第二十六号中「、同条第四項に規定する医療機器の販売業及び貸与業」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第五項中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく同法第二十九条第一項及び第三十一条第一項の認定に関する事務

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県消費者苦情処理委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十三号

山口県消費者苦情処理委員会規則の一部を改正する規則

山口県消費者苦情処理委員会規則（昭和五十五年山口県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「山口県消費生活センター」を「環境生活部県民生活課」に改める。
附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県規則第十五号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「小学校」の下に、「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

第六十条第五項第一号中「の食堂」を「又は指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂」に、「利用者」を「又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の利用者」に、「指定通所介護を」「指定通所介護等を」に改め、同項第二号中「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」「指定通所介護等を」に改め、同項第三号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改め、同条第六項第一号中「通いサービス、」の下に「指定障害福祉サービス等条例第六十四条において準用する指定障害福祉サービス等条例第六十二条第二項の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等条例第六十五条において準用する指定障害福祉サービス等条例第六十二条第二項の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同項第二号中「通いサービス、」の下に「指定障害福祉サービス等条例第六十四条において準用する指定障害福祉サービス等条例第六十二条第二項の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等条例第六十五条において準用する指定障害福祉サービス等条例第六十二条第二項の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同項第四号中「利用者数及び」を「利用者数並びに」に改め、「通いサービス、」の下に「指定障害福祉サービス等条例第六十四条において準用する指定障害福祉サービス等条例第六十二条第二項の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等条例第六十五条において準用する指定障害福祉サービス等条例第六十二条第二項の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓

練とみなされる通いサービス」を削り、同条第七項中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第六十一条第二項中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

道路法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十六号

道路法施行細則の一部を改正する規則

道路法施行細則（平成三年山口県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十二条を第十三条とし、第六条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

（占用料の額の最低額の下限の額）

第六条 前条第一項の規定は、条例第六条において準用する条例第五条に規定する工作物等について準用する。この場合において、同項第五号中「条例第二条第一項に規定する額の占用料を徴収する」とあるのは、「条例第六条において準用する条例第二条第一項に規定する額を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

別記第一号様式中「第9条」を「第7条」に、「第6条」を「第3条」に改める。

別記第二号様式中「第7条」を「第8条」に改める。

別記第三号様式中「第7条」を「第8条」に改める。

別記第四号様式中「第8条」を「第9条」に、「第8条」を「第9条」に改める。

別記第五号様式中「第9条」を「第10条」に、「第9条第3項」を「第10条第3項」に改める。

別記第六号様式中「第10条関係」を「第11条関係」に、「第10条の」を「第11条の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十八年三月十五日印刷
発行

発行人所

山口県知事庁